



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/Res.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月9日

Sponsor: Afghanistan, Australia, Barbados, Brazil, Canada, Cambodia, Chile, Colombia, Dominican Republic, Ecuador, El Salvador, Fiji, Grenada, Honduras, Japan, Jordan, Maldives, Marshall Islands, Mongolia, New Zealand, State of Palestine, Panama, Peru, Republic of Korea, Samoa, Tajikistan, Timor-Leste, Trinidad and Tobago, Ukraine, United Kingdom, and Uruguay

第25回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規定を想起し、

国際刑事裁判所（ICC）が、集団殺害犯罪・人道に対する犯罪・戦争犯罪・侵略犯罪という最も重大な犯罪について、不処罰の連鎖を断ち切り被害者に正義と回復をもたらすために設立された、常設かつ独立した最後の砦であることを強調し、

これらの重大犯罪が処罰されないまま放置されてはならないという国際社会の決意と、各国がその刑事管轄権を行使する義務を有する原則を再確認し、

協力の欠如が、締約国のローマ規程第86条以下に定める全面的協力義務と、国際協力をめぐる政治的現実との間の構造的な緊張から生じていることに留意し、

最終的には非締約国を含むすべての国が受け入れることができるICCの構築を望み、

特に小国において、政治的発言権の強い大国との関係により、ICCへの貢献に対して肯定的なもの、十分には協力し得ない国がいることを認識し、

ローマ規程第70条を想起し、

特権免除協定（APIC）の締約国の少なさに深い憂慮を抱いて言及し、

近年のAIおよびデジタル技術により捜査が進みやすくなっている現状、例えば、証拠収集能力の向上が挙げられることを認識し、

安全保障理事会からICCへ付託される事案においても捜査関係費がICCの予算を用いていることを遺憾に思いながら言及し、

ICCの管轄犯罪における被害者へのケアおよび補償が十分でない現状を遺憾に思いながら言及し、

積極的補完性を元にした法的・金銭的ICCからの支援および締約国との共同プロジェクトの影響評価が十分に行えていない現状を遺憾に思いながら言及し、

緊急時の特に資金面におけるレジリエンスが不十分であることを遺憾に思いながら言及し、

締約国主体の法整備のための支援の意義を強調し、

締約国による法整備は持続可能性が高いことを強調し、

既存の基金の貢献性を認識し、

証拠としてICCが得た情報が適切に用いられていない現状を遺憾に思いながら言及し、

多くの銀行がICC職員を侵害する国家主権に従うことにより、圧力が形をなしてしまっている現状を遺憾に思いながら言及し、

締約国が情報共有のための設備を整備し地域単位での協力枠組みを発展させてきたこと、およびインターポールが逃亡被疑者の捜索・警察情報の交換を通じて重要な貢献を果たしてきたことに満足を示し、

事件に関する情報共有のための設備を整備してきた締約国の努力、および地域単位での情報共有の効率性を認め、

情報共有での協力という観点には強化の余地が残されていることを認識し、

より多くの国家がICCに加盟することを目的とした、非締約国との対話をする必要性を認識し、

検察における予備審査の報告体系が十分でないことに不安に思い、

具体的方執行プロセスにおける諸協定の締約国の少なさに深い憂慮を抱いて言及し、

非協力国の積極化を期待して、締約国がサポートをすることの必要性を認識し、

単純な履行強制の強化は特に捜査のリソースやノウハウの乏しい小国にとって現実性が乏しく、かつ、そのような履行の強制が返ってICCへの参加意欲を削いでしまうことを考慮し、

国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）の地域機関などを通じた司法能力の支援に満足を示し、

国際刑事裁判所の現体制が実効性に欠けることを認識し、

安保理の付託制度は常任理事国の拒否権の行使により、公平性が担保されていないことを遺憾に思いながら言及し、

現状、締約国であるが、そこまでの積極性を持たない国例えば発展途上国が積極性を取り戻すためのインセンティブの提供の効力を認識し、

国際刑事裁判所の判事・検察官の独立性の保護が重要であると認識し、

国際刑事裁判所の財政的自立と持続可能な資金調達が不可欠であると認識し、

自国の財政状況により、一年単位では分担金の支払いが不可能な国がいることを考慮し、

国際刑事裁判所のシステムの効率化が必要であることを認識し、

補完性の原則に基づいて地域機関がICCの介入前に自主的な解決をする重要性を認識し、

ICCの判事・検察官の独立性は保護されるべきであり、締約国が協力して安全・権利を保護する必要があることを再確認し、

国際刑事裁判所（ICC）の職員に対する外部からの圧力が実効性に与える影響を懸念し、

公共の安全、及び文民たる住民の生存を著しく脅かす組織的行為が行われていることを遺憾に思い、

ICCが実効性を強化し不処罰を防止していく必要があることを認識し、

いかなる時も各国の独自の司法秩序を権利として保護する必要があることを認識し、

主権尊重とICCの理念の対立の解決には、非捜査国における特別法廷の設立が有効であることを認識し、特別法廷の実施には他国からの支援が不可欠であることを認識し、

逮捕状未履行がICCの権威自体を失墜させる可能性があることを憂慮し、

最終的には非締約国を含むすべての国が受け入れることができるICCの構築を望み、

公平で安定した財政基盤を確保する必要性を認識し、

ICCの将来の負担軽減のために、国内司法の整備・地域連携の重要性を認識し、

深刻な環境破壊や気候変動の加速が、人類の安全に対する重大な脅威であることを認識し、

「Stop Ecocide Foundation」が提示した専門家パネルのエコサイド定義を想起し、

主権尊重とICCの理念の対立の解決には、非捜査国における特別法廷の設立が有効であることを認識し、

1. ICC職員に対するサイバー攻撃を含む攻撃、脅迫、制裁措置、などは第70条に基づいて、裁判運営に対する犯罪を構成し得ることを強調する；
2. 締約国に対し、APICへの参加を検討することを要請する；
3. 検察官局に対し、OTP LinkやOTP eDiscoveryなど、AI・デジタル証拠収集・分析ツールの更なる強化を要請する
4. 国連総会に対し、安保理からの付託時は国連から一定の資金を拠出することを検討するよう奨励する；
5. 予算財政委員会に対し、予算の分配に関して、以下の検討を行うよう要請する：
 - a. 重大事件発生時、任意拠出の被害者救済基金（TFV）に加え、締約国からの拠出金を被害者救済目的で使用する事、
 - b. 突然の被害などといった緊急時対応の予算；
6. 締約国に対し、積極的補完性に基づく支援および共同プロジェクトを受けた場合は、その影響評価を締約国会議（ASP）に提出することを要請する；
7. 締約国に対し、将来の安定した予算確保のため、法制度が整っていない国に対して、能力構築のための支援をおこなうよう要請する；
8. ASP事務局に対して、法整備のガイドラインおよびモデルケースを、締約国へ提示することで法整備の円滑化を図るよう要請する；
9. ICCに対し、締約国会議は分担金以外の資金の調達方法としての民間からの使途を制限しない寄付制度の積極的使用の促進を要請する；
10. ICCに対し、SNS、動画、衛星画像といった情報を適切に管理することを要請する；
11. 締約国に対し、他国の国家権力が銀行を通じてICC職員へ圧力を課すことを意図した場合、銀行自身が抵抗する必要があるという内容の法律を制定することを奨励する；
12. 締約国およびICCに対し、引き続き次の方法によって情報共有を強化するよう要請する：
 - a. 各国が現在のICCへの証拠提供・逮捕協力・国内法整備・財政支援・滞納徴収状況に関する報告書をICCに提出する、
 - b. 各国が所属する地域機関がICCに現在のICCとの協力状況を報告する；
13. 書記局および締約国に対し、不当な扱いや外部からの圧力・制裁を受けたICC職員に対しても、資産凍結に対応するための金銭支援、法的支援、物的支援、一時退避の支援で身体的・心理的保護をするよう検討することを要請する；
14. UNICRI及びICCに対し、UNICRIを活用した地域単位での、司法能力のための支援をさらに強化することを要請する；

15. ASPに対し、安全保障理事会が機能不全に陥ってしまう際の正当な判断による付託のため、国連総会による管轄権の付託制度を設立し、この制度に関する以下の事項を決定する：
 - a. 現状、国連安全保障理事会にある付託権限を国連総会にも同様に与えるものとする、
 - b. 緊急特別会期による付託を想定する；
16. ICCのセキュリティ特別基金に対し、国際刑事裁判所の使用する既存の基金を用いてICTシステムのセキュリティ強化をするように促す；
17. 国連平和構築委員会（PBC）に対し、より一層ICCとの連携を強化し平和構築や国の復興支援に取り組んでいくよう要請する；
18. ICCに対し、第2条の報告書に基づいて各国を評価しより協力的であった国を優秀協力国として表彰する制度「ICC Cooperation Award」を創設することを要請する；
19. ICCに対し、第二条の報告書に基づいた評価が低かった国に対して能力構築のための支援を行うよう要請する；
20. 国連の各加盟国に対し、ローマ規程締約国会議において非締約国のオブザーバー参加を歓迎し、参加した非締約国に意見書を締約国に提出することを奨励する；
21. ICCに対し、地域機関との定期的な会議を行い課題や法改正について話し合う場を設けるよう呼びかける；
22. 公共の安全、及び文民たる住民の生存を著しく脅かす組織的行為を国際刑事裁判所に関するローマ規程の第七条一項（1）条に追加することを決定する；
23. ASPに対し、国家主権への配慮のために、捜査対象国とICCが共同で構成するような特別な裁判の形態について今後議論するように要請する；
24. ICCに対し、以下のサポートを行う専門家派遣プログラムの設置を要請する：
 - a. ローマ規程改正案の批准、
 - b. 国内法の整備；
25. ICCに対し、捜査の前に事件を取り調べているICC職員の利害関係、身分調査を行うよう呼びかける；
26. 「公共の安全、及び文民たる住民の生存を著しく脅かす組織的行為」とは、非国家武装集団や犯罪組織が、大規模な違法薬物の製造・密売・拡散、これに伴う資金洗浄、並びに国家機関に対する暴力や脅迫を通じて、国内の治安を破綻させることをいう。これには他国の政府機関による、当該組織の活動の故意な容認、放置、又は司法手続きから免責させることにより、近隣国の文民たる住民の安全を侵害する場合を含む」を第七条二項（j）条に追加することを決定する；
27. 国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程を以下のように改正することを決定する：
 - a. 「エコサイド」を第5の独立した国際犯罪として追加する、
 - b. エコサイドの裁判権は、当該修正を受諾(批准)した締約国、およびその国民、またはその領域内において行われた犯罪に対してのみ行使されるものとし、受諾していない締約国に対しては行使されないこと。